

我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(敷地面積の最低限度)</p> <p>第16条 法第33条第4項に規定する政令第29条の3に定める基準に従い条例で定める開発区域内において予定される建築物は、戸建て住宅とし、その敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げる区域（地区計画の区域内で、当該地区計画に係る地区整備計画において、建築物の敷地面積の最低限度が定められている区域を除く。）に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、規則で定めるやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域 135平方メートル</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(敷地面積の最低限度)</p> <p>第16条 法第33条第4項に規定する政令第29条の3に定める基準に従い条例で定める開発区域内において予定される建築物は、戸建て住宅とし、その敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げる区域（地区計画の区域内で、当該地区計画に係る地区整備計画において、建築物の敷地面積の最低限度が定められている区域を除く。）に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、規則で定めるやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域 <u>(第3号に掲げる区域を除く。)</u> 135平方メートル</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第2条第1号に規定する区域のうち規則で定める区域</u> 200平方メートル</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。